

平成29年第Ⅱ回 短答式試験

解答解説・企業法

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
5	6	1	4	6	1	4	3	2	1
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
2	5	4	6	5	1	1	1	2	4

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に \*\*\* を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に \*\* を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に \* を付しています。)

想定合格ライン：75点/100点

本試験、お疲れ様でした。

平成29年第Ⅰ回に引き続き、解きやすい問題が多く出題されていました。

例年は出題のほぼ半分を占めている機関と株式の出題が減り、資金調達や株式会社の計算からの出題が増えていましたので、この分野の対策の取り方次第で得点に差が出たのではないのでしょうか。

2題が出題される金商法の対策については様々な考え方があるかと思いますが、比較的出題パターンが定型的なので、効率的に対策していれば得点することは難しくないと思います。

**問題 1**

重要性\*\*\*

小商人を除く個人商人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 代理商契約において、商人及び代理商は、契約の期間を定めなかったときは、理由を問わず、いつでもその契約を解除することができる。

×

「商法30条1項」商人及び代理商は、契約の期間を定めなかったときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

---

イ 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

○

「商法9条2項」故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

---

ウ 支配人は、商人に代わって、その営業に関する一切の裁判外の行為をする権限を有するが、その営業に関する裁判上の行為をする権限は有しない。

×

「商法21条1項」支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

---

エ 商人は、その営業のために使用する財産について、適時に、正確な商業帳簿を作成しなければならない。

○

「商法19条2項」商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 2**

重要性\*\*

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し、又は排除する特約はないものとする。(5点)

ア 問屋の取次ぎによって売買の相手方に対して法律上の権利を取得し義務を負う者は、取次ぎの委託者であり、問屋は、売買の相手方に対して法律上の当事者とはならない。

×

「商法552条1項」問屋ハ他人ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ因リ相手方ニ対シテ自ラ権利ヲ得義務ヲ負フ

イ 商行為の媒介を業とする仲立人は、委託者ではない当事者に対して、その報酬を請求することができない。

×

「商法550条2項」仲立人ノ報酬ハ当事者双方平分シテ之ヲ負担ス

ウ 商行為の媒介を業とする仲立人が、当事者の一方の氏名又は商号をその相手方に示さなかったときは、仲立人は当該相手方に対して自ら履行する責任を負う。

○

「商法549条」仲立人カ当事者ノ一方ノ氏名又ハ商号ヲ其相手方ニ示ササリシトキハ之ニ対シテ自ラ履行ヲ為ス責ニ任ス

エ 商人間の売買において、売買の性質により、一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合に、当事者の一方が履行しないでその期間を経過したときは、

○ 相手方は、直ちにその履行を請求した場合を除き、契約を解除したものとみなされる。

「商法525条」商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなす。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 3** 重要性\*\*\*

株式会社の発起設立に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、設立される株式会社は種類株式発行会社ではないものとする。(5点)

---

ア 発起人は、株式会社の設立に際して、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を定めようとするときは、発起人の全員の同意を得なければならない。

○

「会社法32条1項1号」発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

一 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

---

イ 設立時取締役の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

○

「会社法40条1項」設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

---

ウ 発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

×

「会社法32条2項」設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、前項第一号の設立時発行株式が第百八条第三項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない。

---

エ 設立時監査役の解任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

×

「会社法43条1項かっこ書」設立時役員等の解任は、発起人の議決権の過半数（設立時監査等委員である設立時取締役又は設立時監査役を解任する場合にあっては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 4** 重要性\*\*\*

株式会社の募集設立に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、設立される株式会社は種類株式発行会社ではないものとする。(5点)

---

ア 設立時株主は、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができる。

×

「会社法65条2項」発起人は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができる。

---

イ 設立時取締役の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない。

○ 「会社法88条1項1号」第五十七条第一項の募集をする場合には、設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない。

---

ウ 公証人の認証を受けた定款は、創立総会の決議によって変更することができる。

○

「会社法96条」第三十条第二項の規定にかかわらず、創立総会においては、その決議によって、定款の変更をすることができる。

---

エ 創立総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の設立その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

×

「会社法66条」創立総会は、この節に規定する事項及び株式会社の設立の廃止、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題 5** 重要性\*\*\*

譲渡制限株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 譲渡制限株式でない種類の株式と譲渡制限株式をともに発行する種類株式発行会社は、公開会社ではない。

×

「会社法2条5号」公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。

イ 譲渡制限株式の取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができない。

×

「会社法137条1項」譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

ウ 譲渡制限株式を譲り渡そうとする株主が譲渡承認の請求をした場合において、当該請求の日から2週間以内に株式会社が承認するか否かの決定の内容を通知しないときは、当該株式会社は、当該株主との合意による別段の定めをした場合を除き、承認をする旨の決定をしたものとみなされる。

○

「会社法145条1号」次に掲げる場合には、株式会社は、第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。ただし、株式会社と譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 株式会社が第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の規定による請求の日から二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内に第三百三十九条第二項の規定による通知をしなかった場合

エ 譲渡制限株式を、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替株式とすることはできない。

○

「振替法128条1項」株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 6**

重要性\*\*\*

募集株式の発行に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。

○

「会社法208条3項」募集株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款において「出資の履行」という。）をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。

イ 募集事項として払込み又は給付の期間が定められた場合、募集株式の引受人は、その期間内において出資の履行をした日に、募集株式の株主となる。

○

「会社法209条1項2号」募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

二 第九十九条第一項第四号の期間を定めた場合 出資の履行をした日

ウ 最高裁判所の判例によれば、募集株式の発行の差止めの仮処分命令に違反して当該募集株式の発行を行うことは、当該募集株式の発行の無効原因にならない。

×

「最判H5年12月16日」差し止めの仮処分または判決に反して募集株式の発行等がなされたときは、募集株式の発行の無効原因となる。

エ 公開会社でない株式会社では、新株発行無効の訴えを提起できる期間に制限がない。

× 「会社法828条1項2号」次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

二 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内  
(公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題 7 重要性\*

新株予約権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

- 
- ア 募集新株予約権は、株主以外の者に対して、無償で発行することができない。
- × 「会社法238条1項2号」株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。  
二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 
- イ 新株予約権付社債についての社債が消滅した場合を除き、新株予約権付社債に付された新株予約権のみに質権を設定することはできない。
- 「会社法267条2項」前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。
- 
- ウ 募集新株予約権の引受けの申込みをした者は、募集事項として定められた募集新株予約権の割当日に、株式会社の割り当てた募集新株予約権の新株予約権者となる。
- 「会社法245条1項」次の各号に掲げる者は、割当日に、当該各号に定める募集新株予約権の新株予約権者となる。  
一 申込者 株式会社の割り当てた募集新株予約権  
二 第二百四十四条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集新株予約権
- 
- エ 公開会社において、募集新株予約権の募集事項の決定時の株式の時価より、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を著しく低い金額とする旨の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない。
- ×

cf. 「会社法238条2項」募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

「会社法309条2項6号」（株主総会特別決議）

※ 株主総会特別決議が要求されるのは新株予約権の有利発行時であり、権利行使価額が株価に対して有利であるかは問わない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題 8 重要性\*\*\*

株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 公開会社でない株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができる。
- 「会社法331条2項ただし書」株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。
- イ 大会社である監査役会設置会社は、1人以上の社外取締役を置かなければならない。
- × 「会社法331条6項」監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。
- 「会社法373条1項2号」第三百六十九条第一項の規定にかかわらず、取締役会設置会社が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、取締役会は、～（特別取締役による取締役会の決議）～をもって行うことができる旨を定めることができる。
- 二 取締役のうち一人以上が社外取締役であること。
- 「会社法400条3項」各委員会（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会）の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
- ウ 指名委員会等設置会社においては、取締役の選任は、各委員会の委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。
- × 「会社法400条2項」各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
- cf. 「会社法329条2項」監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。
- エ 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。
- 「会社法331条6項」監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. **アエ**      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 9**

重要性\*\*

株主総会の招集の手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 取締役会設置会社以外の株式会社は、定款に定めを置くことにより、株主総会の招集通知を発すべき日から当該株主総会の日までの期間を1週間未満とすることができる。

○

「会社法299条1項かつこ書」株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日<sup>の</sup>二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

※ 但し下線部を考慮すると誤りとなる。

イ 株主総会の招集通知は、その株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主に対しても、これを送付しなければならない。

×

「会社法298条2項かつこ書」取締役は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。）の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

「会社法299条1項」株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日<sup>の</sup>二週間前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

ウ 株主が取締役に対し適法に株主総会の招集を請求したにもかかわらず、遅滞なく招集の手続が行われない場合には、当該株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。

○

「会社法297条4項1号」次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

エ 株主総会においてその延期の決議があつた場合、後日開催されるその株主総会につき、改めて株主に対する招集通知を発しなければならない。

×

「会社法317条」株主総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二百九十八条及び第二百九十九条（招集の通知）の規定は、適用しない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題10**

重要性\*\*\*

株主総会決議の無効確認の訴えに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株主総会決議の無効確認の訴えについては、提訴期間は法定されていない。
- 「会社法830条2項」株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。
- イ 株主総会決議の無効確認の訴えは、確認の利益を有する限り、誰でも提起することができる。
- 「会社法830条2項」株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。
- ウ 株主総会決議の方法が法令又は定款に違反する場合には、訴えをもって当該決議が無効であることの確認を請求することができる。
- × 「会社法831条1項1号」次の各号に掲げる場合には、株主等は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。
- 一 株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- エ 株主総会決議の無効確認の訴えの提起があった場合において、裁判所は、法令又は定款に違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、当該無効確認の請求を棄却することができる。
- × 「会社法831条2項」前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題11**

重要性\*\*\*

取締役会設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- 
- ア 指名委員会等設置会社でない株式会社においては、代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって選定された業務執行取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
- 

「会社法363条1項」次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの

「会社法363条2項」前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

- 
- イ 取締役会の招集通知は、書面又は電磁的方法でなければならない。

- × 「会社法368条1項」取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

※ 通知方法に制限規定無し。

- 
- ウ 監査役設置会社においては、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

- 「会社法368条2項」前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 
- エ 監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役の解任は、株主総会の普通決議によって行う。

- × 「会社法344条の2第3項」第三百四十一条の規定は、監査等委員である取締役の解任の決議については、適用しない。

「会社法309条2項7号」（株主総会特別決議）

第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を解任する場合又は監査等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。）

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題12**

重要性\*\*\*

会計監査人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

ア 監査役設置会社では、監査役の全員の同意により、会計監査人の法定の任期を伸長することができる。

×

「会社法338条1項」会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

「会社法338条2項」会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

※ 任期伸長の規定無し

イ 監査役会設置会社の監査役会は、監査役の全員の同意によって、会計監査人としてふさわしくない非行があった会計監査人を解任することができる。

○

「会社法340条1項」監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

「会社法340条2項」前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

ウ 指名委員会等設置会社でない取締役会設置会社において、定款に会計監査人の報酬等の額を定めていないときは、株主総会の決議によってこれを定める。

×

「会社法362条2項」取締役会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役会設置会社の業務執行の決定

cf. 「会社法387条1項」監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

エ 会計監査人が、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求める場合において、当該子会社は、正当な理由があるときは、当該報告を拒むことができる。

○

「会社法396条3項」会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

「会社法396条4項」前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題13**

重要性\*\*

株式会社の行う剰余金の配当等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 株式会社は、当該株式会社の社債を配当財産とすることができる。

× 「会社法454条1項1号かつこ書」株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額

---

イ 新設分割株式会社は、新設分割計画に定めを置くことにより、新設分割設立株式会社の成立の日において、当該設立会社から交付された当該設立会社の株式の全部を配当財産とする剰余金の配当を行うことができる。

「会社法763条1項12号」一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社（以下この編において「新設分割設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

十二 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日次に掲げる行為をするときは、その旨

ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）

---

ウ 金銭以外の財産を配当財産とする場合は、株主に対して金銭分配請求権を与えるときを除き、株主総会の特別決議を要する。

○

「会社法454条4項」配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。

「会社法309条2項10号」第四百五十四条第四項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）

---

エ 取締役会設置会社は、1事業年度の途中において複数回にわたり取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定めることができる。

×

「会社法454条5項」取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題14**

重要性\*\*

株式会社の会計帳簿及び計算書類に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 株主総会の決議事項の全部又は一部につき議決権を行使することができない株主は、会計帳簿の閲覧を請求することができない。

×

「会社法433条1項」総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

イ 株式会社の子会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社に対して会計帳簿の閲覧を請求することができる。

×

cf. 「会社法433条3項」株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。

ウ 株式会社は、その計算書類の閲覧を請求する者が、閲覧によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するためその閲覧請求を行ったとき、当該請求を拒むことができない。

○

「会社法442条3項」株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

エ 株式会社の計算書類が書面をもって作成されているとき、当該株式会社は、当該書面の写しの閲覧を請求する株主に対して費用の支払を請求することができない。

○

「会社法442条3項柱書ただし書」株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題15**

重要性\*\*\*

合資会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

---

ア 合資会社の有限責任社員となろうとする者は、自己に対する信用を出資の目的とすることができる。

×

「会社法576条1項6号かっこ書」持分会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

六 社員の出資の目的（有限責任社員にあつては、金銭等に限る。）及びその価額又は評価の標準

---

イ 合資会社の有限責任社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる。

○

「会社法604条2項」持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる。

---

ウ 法人は、合資会社の無限責任社員になることができない。

×

規定無し

---

エ 無限責任社員が退社したことにより合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款の変更をしたものとみなされる。

○

「会社法639条2項」合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款の変更をしたものとみなす。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題16**

重要性\*\*\*

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 同一の会社で、社債券が発行されている社債と発行されていない社債が併存してもよい。

○ 「会社法676条6号」会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債について次に掲げる事項を定めなければならない。

六 社債券を発行するときは、その旨

---

イ 無権利者から善意で、かつ重大な過失なく社債券の交付を受けた者は、当該社債券に係る社債についての権利を取得する。

○

「会社法689条2項」社債券の交付を受けた者は、当該社債券に係る社債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

---

ウ 株式会社が募集社債を発行する場合には、株主総会の決議が必要である。

× 「会社法348条1項」取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

「会社法362条4項5号」取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

---

エ 会社は、募集社債を発行する場合において、各社債の金額が1億円以上であるときは、社債原簿を作成しなくてもよい。

×

「会社法681条」会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題17**

重要性\*

事業譲渡に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

---

ア 清算株式会社は、その事業の全部を他の会社に譲渡することができる。

○

「会社法467条1項」株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

## 一 事業の全部の譲渡

---

イ 株式会社が事業譲渡を行った場合、会社法上、当該事業譲渡をした旨の登記は不要である。

○

※ 事業譲渡は合併等と異なり取引法上の行為であり登記は不要である。

---

ウ 株式会社がその事業の全部を他の株式会社に譲渡する場合、譲受会社は、譲渡会社の資本金及び準備金に相当する額をそれぞれ貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。

×

## 規定無し

---

エ 事業譲渡により譲渡会社の株主が不利益を被るおそれがあるとき、当該譲渡会社の株主は、会社法に基づき、当該事業譲渡をやめることを当該譲渡会社に対して請求することができる。

×

cf. 「会社法784条の2」次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。

「会社法796条の2」次に掲げる場合において、存続株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、存続株式会社等の株主は、存続株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。

「会社法805条の2」新設合併等が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該新設合併等をやめることを請求することができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題18**

重要性\*

合併、株式交換及び株式移転に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 吸収合併契約において、吸収合併消滅株式会社の株主全員に対してその有する株式に代わる対価を吸収合併存続株式会社が交付しないことを定めることができる。

○

cf. 「会社法749条1項2号」吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅持分会社」という。）の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 吸収合併存続株式会社は、吸収合併消滅株式会社からの承継債務額が承継資産額を超える場合でも、法定の手続に従って、当該吸収合併消滅株式会社の株主に対して、その有する株式に

○ 代わる対価として金銭等を交付することができる。

※ 承継債務額が承継資産額を超えるか否かは金銭等の交付と関係しない。

ウ 株式交換完全子会社が新株予約権を発行している場合、株式交換契約において当該新株予約権の対価として交付する金銭等に関する定めがないときには、当該株式交換の効力発生により

× 当該新株予約権は消滅する。

「会社法768条1項4号」株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

※ 株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付しないときは当該新株予約権は残存する。

エ 株式移転の手続が法令に違反する場合、当該株式移転により設立する会社について設立の無効の訴えを提起することができる。

×

「会社法828条1項12号」次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

十二 株式会社の株式移転 株式移転の効力が生じた日から六箇月以内

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題19

重要性\*\*\*

次の金融商品取引法上の開示書類のうち、金融商品取引所に株券を上場している株式会社が提出義務を負うことのないものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 半期報告書

- 「金商法24条の5第1項」第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社は、その事業年度が六月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、「半期報告書」を、当該期間経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「金商法24条の4の7第1項」第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、「上場会社等」は、その事業年度が三月を超える場合は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、「四半期報告書」を、当該各期間経過後四十五日以内の政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

イ 臨時報告書

- × 「金商法24条の5第4項」第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなったときは、「臨時報告書」を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

ウ 親会社等状況報告書

- 「金商法24条の7第1項」 「提出子会社」の「親会社等」は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度ごとに、「親会社等状況報告書」を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

エ 自己株券買付状況報告書

- × 「金商法24条の6第1項」 「上場株券等」の発行者は、「決議等」があった場合には、内閣府令で定めるところにより、「株主総会等」の終結した日の属する月から「報告月」ごとに、当該株主総会等の決議等に基づいて各報告月中に行った自己の株式又は持分に係る上場株券等の買付けの状況に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、各報告月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

問題20

重要性\*\*\*

金融商品取引法上の大量保有報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 上場株券を発行済株式総数の5%を超えて保有する者が現れた場合、当該上場株券の発行者は大量保有報告書の提出義務を負う。

×

「金商法27条の23第1項」「株券関連有価証券」で金融商品取引所に上場されているものの発行者である法人が発行者である対象有価証券（「株券等」という。）の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（「大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、「大量保有報告書」を大量保有者となった日から五日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

イ 大量保有報告書には、株券等の保有目的や取得資金に関する事項などを記載しなければならない。

○

「金商法27条の23第1項抜粋」内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）

ウ 提出された大量保有報告書は、公衆縦覧に供される。

○ 「金商法27条の28第1項」内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書を、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

エ 大量保有報告書の不提出や重要事項の虚偽記載について、金融商品取引法上、課徴金は規定されているが、刑事罰は規定されていない。

×

「金商法197条の2第5号.6号」次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 ～大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 ～重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ